各都道府県・保健所設置市・特別区水道行政担当部(局) 殿 各厚生労働大臣認可水道事業者・水道用水供給事業者 殿 国設置専用水道の設置者 殿 各登録水質検査機関 殿

厚生労働省健康局水道課

農薬類の分類の見直しに係る補足事項について

水質基準を補完する水質管理目標設定項目である農薬類の分類見直しについては、平成25年3月28日付け健発0328第7号~第9号及び健水発0328第4号~第7号により、新たな分類、目標値、標準的な検査方法等が通知されたところですが、補足資料を送付するので業務の参考にしてください。

1. 対象農薬リスト掲載農薬類の目標値について

農薬類の目標値については、食品安全委員会による食品健康影響評価等の結果に基づいて見直しを行っていますが、本年3月19日の厚生科学審議会生活環境水道部会で新規設定又は見直しの方針が了承された次表の目標値については、平成25年度中にパブリックコメント手続き等を実施した後に通知を改正する予定ですので、改正前の目標値が通知されています。

(単位:mg/L)

農薬名	改正後目標値 (案)	改正前目標値	備考
オキサジクロメホン	0.02	_	
オリサストロビン	0. 1	ı	
カズサホス	0.0006	_	
グルホシネート	0.02	_	
ジチオカルバメート系農薬	0.005	_	二硫化炭素として
チアジニル	0.1	_	
トリクロルホン (DEP)	0.005	0.03	
ピラクロニル	0.01	_	
フェントラザミド	0.01	_	
ベンゾビシクロン	0.09	_	
メコプロップ (MCPP)	0.05	0.005	
メタム (カーバム)	0.01	-	

2. 農薬類の名称及び掲載順序の変更について

農薬類の名称については、食品残留農薬基準や水質汚濁農薬登録保留基準等で用いられている名称を用いることを基本として見直しを行っています。また、関係通知における掲載順序についても、五十音順に変更しました。

これまで、対象農薬リストに掲載されていた農薬類のうち、名称が変更になったものは、次 表の通りです。

改正後	改正前		
農薬名	番号	農薬名	
カルボフラン	18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	
2, 4—D (2, 4—PA)	19	2, 4―ジクロロフェノキシ酢酸(2, 4―D)	
オキシン銅 (有機銅)	28	オキシン銅	
2, 2-DPA (ダラポン)	64	ダラポン	
マラチオン(マラソン)	73	マラソン(マラチオン)	
ジスルホトン (エチルチオメトン)	81	エチルチオメトン	
イミノクタジン	91	イミノクタジン酢酸塩	

3. 標準的な検査方法の改正事項について

厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意 事項について」(平成4年12月21日付衛水第270号)別添4に示す標準的な検査方法について、 名称及び掲載順序以外の改正事項は次の通りです。

- ① 別添方法5の2の全部を追加
- ② 別添方法20にLC/MS/MS法を追加
- ③ 空試験の結果を差し引く規定を削除

4. 標準的な検査方法が設定されていない農薬類の検査方法

標準検査法が設定されていない農薬類の検査については、検査実施機関においてガイドラインに基づく妥当性評価を行った検査方法により検査を行うこととしたところですが、新たに対象農薬リストに掲載されている農薬類について食品分野及び環境分野で使用されている検査方法は次表の通りです。

今後、これらの検査方法を参考にして、分析条件の設定、検証等を行う予定です。貴機関における検討資料等がございましたら、ご提供いただきますようお願い申し上げます。

農薬名	別分野の試験法
カルタップ	誘導体化—溶媒抽出—GC—MS法
グルホシネート	溶媒抽出一誘導体化一G C—M S 法
ジチオカルバメート系農薬	誘導体化―GC/MS 法、二硫化炭素捕集―G C 法又は
	分光光度法
ダゾメット	誘導体化—溶媒抽出—GC—MS法
パラコート	溶媒抽出一誘導体化—HPLC 法、溶媒抽出—誘導体化
	一L C一M S 法
ピラクロニル	溶媒抽出―LC/MS 法、溶媒抽出・固相抽出―HPL
	C—UV法
プロチオホス	溶媒抽出—G C—M S 法
メタム (カーバム)	誘導体化一溶媒抽出一GC—MS法

(参考) 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号) 別添 2 新旧対照表